

議案第12号

令和6年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和6年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,096千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		71,987	△2,196	69,791
	1 一般会計繰入金	71,987	△2,196	69,791
5 市債		160,000	△4,900	155,100
	1 市債	160,000	△4,900	155,100
歳入合計		232,000	△7,096	224,904

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		201,190	△7,096	194,094
	1 事業費	201,190	△7,096	194,094
歳出合計		232,000	△7,096	224,904

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	大門下野田特定土地区画整理事業	90,000

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
大門下野田特定土地区画整理事業	160,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	155,100	(補正前に同じ。)		